品質の規格値及び施工管理基準

（別表－２）　　品質の規格値及び施工管理基準

１．鋼材及び棒鋼などの品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
鋼材・棒鋼		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G3112　鉄筋コンクリート用棒鋼		製造業者の試験成績表による		
		鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接試験 外観試験 引張試験 （または曲げ試験）	JIS Z3120　鉄筋コンクリート用棒鋼 ガス圧接継手の検査方法	JIS Z3120	圧接 500 ヵ所及びその端数ごとに1組（５本）行う 曲げ試験は必要により特記仕様書により行う	試験成績書を提出する	
		一般構造用圧延鋼材	JIS G3101　一般構造用圧延鋼材	JIS による	製造業者の試験成績表による		
その他		石かご	JIS G3532　鉄線 JIS A5513　亜鉛めっき鉄線製じゃかご	JIS による	製造業者の試験成績表による		
		係船柱	JIS G5101　炭素鋼鋳鋼品	JIS による	製造業者の試験成績表による		
		コンクリート舗装用鉄網	JIS G3112　鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G3117　鉄筋コンクリート用再生棒鋼 JIS G3551　溶接金網	JIS による	製造業者の試験成績表による		
		附属品	JIS G3101　一般構造用圧延鋼材 JIS B1181　六角ナット JIS B1256　平座金 JIS G5101　炭素鋼鋳鋼品	JIS による	製造業者の試験成績表による		

２．杭及び矢板の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
杭及び矢板	鋼管杭	化学成分、機械的性質	JIS A5525　鋼管杭	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS A5525	全数		
		形状寸法	JIS A5525　鋼管杭	JISによる		製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む。
		溶接部	JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1,2,3,4 浸透探傷試験またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績書による	
	杭　H型鋼	化学成分、機械的性質	JIS A5526　H形鋼杭	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS A5526	全数		
		形状寸法	JIS A5526　H形鋼杭	JISによる		製造業者の試験成績表による	
	コンクリート杭・コンクリート矢板	外観	観察	JIS A5372,5373	全数		曲げ強さ試験成績表による
		形状寸法	JIS A5372　プレキャスト鉄筋コンクリート製品 JIS A5373　プレキャストプレストレストコンクリート製品	JISによる		製造業者の試験成績表による	
	木杭	外観	観察	有害な傷、虫害、腐れ等がないこと	全数		
		形状寸法	スチールテープ等で測定	末口（D） ＋規定しない －0.05D 長さ ＋規定しない －0	全数	管理表を作成しまとめる	
	鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS A5528　鋼矢板 JIS A5523　溶接用鋼矢板	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS A5523,A5528	全数		
		形状寸法	JIS A5528　鋼矢板 JIS A5523　溶接用鋼矢板	JISによる		製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む
		溶接部	JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1,2,3,4　浸透探傷試験またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	鋼管矢板	化学成分、機械的性質	JIS A5530　鋼管矢板	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS A5530	全数		
		形状寸法	JIS A5530　鋼管矢板	JISによる		製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
杭及び矢板	鋼管矢板	溶接部	JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1,2,3,4 浸透探傷試験またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
控工	一般構造用圧延鋼材タイロッド	本体、附属品の化学成分、機械的性質	JIS G3101　一般構造用圧延鋼材	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷、変形等がないこと	全数		
		形状寸法				製造業者の試験成績表による	
		組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	高張力鋼材タイロッド	機械的性質		仕様書による	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		化学成分		特記仕様書及び承諾した規格に適合していること	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷、変形等がないこと	全数		
		形状寸法				製造業者の試験成績表による	
		組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	タイワイヤー	本体、附属品の化学成分、機械的性質	JIS G3502　ピアノ線材 JIS G3536　ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線 JIS G3506　硬鋼線材 JIS G3521　硬鋼線	JISによる。	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		被覆材	JIS K6922-2　ポリエチレン試験方法	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷、変形等がないこと	全数		
		形状寸法				製造業者の試験成績表による	
		組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	

３．コンクリートの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A1102 JIS A5005 JIS A5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A1109 JIS A1110 JIS A5005 JIS A5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合	JIS A5005（砕砂及び砕石） JIS A5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5011-5（石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A1121 JIS A5005	砕石　40%以下　砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A1103 JIS A5005 JIS A5308	粗骨材:砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）　スラグ粗骨材　5.0%以下　それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材:砕砂　9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)　スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122 JIS A5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する	○
			セメントの物理試験	JIS R5201	JIS R5210（ポルトランドセメント） JIS R5211（高炉セメント） JIS R5212（シリカセメント） JIS R5213（フライアッシュセメント） JIS R5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R5202	JIS R5210（ポルトランドセメント） JIS R5211（高炉セメント） JIS R5212（シリカセメント） JIS R5213（フライアッシュセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○

					JIS R5214（エコセメント）			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの蛍光Ｘ線分析方法	JIS R 5204	JIS R5210（ポルトランドセメント） JIS R5211（高炉セメント） JIS R5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A5308 附属書C	懸濁物質の量：2g／L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g／L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A5308 附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 い	○
	製造（プラント）		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月	小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³未満の場合は１工種１回以上、またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工（桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ 1m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下	工事開始前及び工事中1回以上／12か月		○
			細骨材の表面水率試験	JISA1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○
			粗骨材の表面水率試験	JISA1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3 kg/m^3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする） 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m^3未満の場合は１工種１回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m3 以上の場合は、50m3 ごとに 1 回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成 16 年 3 月 8 日事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg／m^3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15 kg／m^3を超え　±20kg／m^3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg／m^3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg／m^3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は 1 回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は 2 回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	１日当たりコンクリート種別ごとの使用量が 100m^3／日以上の場合： ２回／日（午前1回、午後1回）以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて 100m^3～150m^3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20 ㎜～25 ㎜の場合は 175kg／m^3、40 ㎜の場合は 165 kg／m^3を基本とする	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A1101	スランプ5㎝以上 8㎝未満：許容差±1.5㎝ スランプ8㎝以上18㎝以下：許容差±2.5㎝ スランプ2.5㎝：許容値±1.0㎝	・荷卸し時 ・1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる	小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は１工種１回以上、またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50m3 以上の場合は、50m3 ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A1108	１回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工事出荷時に運搬中から採取した試料 1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回 なお、テストピースの採取は打設場所で採取し、1回につき６固（σ7…3固、σ28…3固）とする。早強セメントを使用する場合には、必要に応じて３個(σ3)を追加で採取する。	小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は１工種１回以上、またレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A1116 JIS A1118 JIS A1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷御し時に品質変化が認められた時		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A1106	１回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日１日につき2回（午前・午後）の割りで行う なおテストピースは打設場所で採取し、１回につき原則として３個とする。		
		他その	コアによる強度試験	JIS A1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う		
		必須	寒中コンクリート 養生中コンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する	様式（26）にとりまとめる	
			コンクリート舗装 コンクリート打設温度 （寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設 始め中間・完了時		3回以上	様式（26）にとりまとめる	

			コンクリート舗装養生中 コンクリート温度 （寒中コンクリートの場合）	1箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する	様式（26）にとりまとめる	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリート舗装囲い内の温度 （寒中コンクリートの場合）	打設区画内2箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する	様式（26）にとりまとめる	
			寒中コンクリート温度の測定			生コン工場出荷時に、アジテータ全車について測定し、レディーミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時のコンクリート温度を記入する 現場受入れ時に、アジテータ全車について、コンクリート温度を測定する	仕様書による	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2 mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が 25 ㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしいづれの工種についてもＰＣは除く。）及び高さが３ｍ以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構遣物との接触面を除く全表面とする フーチング・底版等で完成時に地中、水中にある部位については完成前に調査する ひび割れ幅が 0.2mm 以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき３カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５カ所実施 材齢 28～91 日の間に試験を行う	高さが、5ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25 ㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが３ｍ以上の堰・水門・樋門を対象（ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない） また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヵ所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

		その他	コアによる強度試験	JIS A1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヵ所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする	

４．モルタルの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
モルタル	材料	必須	骨材の比重及び吸水率の測定 骨材の粒度測定 骨材の単位容積質量の測定	JIS A1109 細骨材の比重及び吸水率試験方法 JIS A1102 骨材のふるい分け試験 JIS A1104 骨材の単位容積質量試験方法		200 ㎥に１回、ただし採取地の変わった場合はその都度測定する レミコンについては製造会社の試験成績表によることができる	様式(19)の一覧表にとりまとめる	
			セメントの物理的性質の測定 セメントの化学的性質の測定	JIS R5201 セメントの物理試験方法 JIS R5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法		セメント製造会社の試験成績表による		
			骨材の表面水率の測定	JIS A1111 細骨材の表面水率試験方法		１日１回測定する（１回につき２個）	様式(20)の一覧表にとりまとめる	

５．プレパックドコンクリートの品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
プレパックドコンクリート	注入モルタル	骨材の比重及び吸水率の測定 骨材の粒度の測定 骨材の単重の測定	４．モルタルの品質管理による				
		セメントの物理的性質の測定 セメントの化学的性質の測定					
		骨材の表面水率の測定					
		コンシステンシー	土木学会規準　プレパックドコンクリートの注入モルタルのコンシステンシー試験方法	16～20 秒	１日に午前午後各２回測定する	様式－(23)の日報に記入し、様式－(24)でとりまとめる	
		ブリーディング率	土木学会規準　プレパックドコンクリートの注入モルタルのブリーディング率及び膨張率試験方法	３%以下 （３時間経過後）	１日に１回とし、１回につき供試体を３本以上作成する	〃	
		膨張率	〃　〃	５～10% (20 時間以上経過後)	１日に１回とし、１日につき供試体を３本以上作成する	〃	
		圧縮強度	土木学会規準　プレパックドコンクリートの注入モルタルの圧縮試験方法	所要強度	１日に１回とし、１回につき供試体を３本作成し、σ7、σ28 強度を測定する	〃	
	プレパックドコンクリート	圧縮強度	土木学会規準　プレパックドコンクリートの圧縮試験方法	〃	〃	〃	

６．土工（道路土工、凍上抑制層）の品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く） ただし、法面、路肩部の土量は除く		
			CBR 試験	JIS A1211	設計図書による	当初及び土質の変化した時 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A1202	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JIS A1203	設計図書による	・路体:当初及び土質の変化した時 ・路床:含水比の変化が認められた時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JIS A1216	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の圧密試験	JIS A1217	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による	当初及び土質の変化した時		
			土の透水試験	JIS A1218	設計図書による	当初及び土質の変化した時		

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規　格　値</th><th>試験基準</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">道路土工</td><td rowspan="3">施工</td><td rowspan="3">必須</td><td rowspan="3">現場密度の測定または飽和度の測定（粘性土）

※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する</td><td>最大粒径≦53㎜：
JIS A1214
JIS A1210
Ａ・Ｂ法
最大粒径＞53㎜：
舗装調査・試験法便覧(4)-256</td><td>・路体：最大乾燥密度の 85%以上
・路床：最大乾燥密度の 90%以上
その他、設計図書による</td><td>路体の場合、1,000m³につき１回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は、１工事当たり３回以上（１回とは１穴の試験である）
路床の場合、500m³につき１回の割合で行う
ただし、1,500m³未満の工事は１工事当たり３回以上（１回とは１穴の試験である）</td><td>・最大粒径≦100㎜の場合に適用する
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする
・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない
・密度管理が不適当な土については監督員の承諾を得て飽和度空気間隙率管理とすることが出来る</td><td></td></tr>
<tr><td>または、
「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」</td><td>【締固め度による管理】
路体・路床とも１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 90%以上、または設計図書による

【空気間隙率による管理】
路体
・砂質土　Ｖａ≦15%
・粘性土　Ｖａ≦10%
路床
施工含水比の平均が最適含水比付近にあることまたは、設計図書による。</td><td>盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行うものとする。路体・路床とも、１日の１層あたりの施工面積を基準とする
管理単位の面積は 1,500 ㎡を標準とし、１日の施工面積が 2,000 ㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする
１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す
<table>
<tr><th>面積（㎡）</th><th>500 未満</th><th>500 以上 1000 未満</th><th>1000 以上 2000 未満</th></tr>
<tr><td>測点点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr>
</table></td><td>・最大粒径＜100 ㎜の場合に適用する
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする</td><td></td></tr>
<tr><td>「TS・GPS を用いた盛土の締固め情報化施工管理の要領（案）」による</td><td>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する
ただし、路肩から１ｍ以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く</td><td>１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う
２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は 1,500 ㎡を標準とする
　また、１日の施工面積が 2,000 ㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする
３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする
４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
道路土工	施工	必須	プルーフローリング ※右記試験方法(2 種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧(4)-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する ただし、現道打換工事仮設用道路維持工事は除く	・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする	
				または、「地盤 変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領(案)」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・確認試験である ・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A1215		各車線ごとに延長 40ｍについて１箇所の割で行う	・確認試験である ・セメントコンクリートの路盤に適用する	
			現場CBR 試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40ｍについて１回の割で行う	・確認試験である	
			含水比試験	JIS A1203	設計図書による。	降雨後または、含水比の変化が認められたとき	・確認試験である	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧(1)-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき	・確認試験である	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧(1)-284 （ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	プルーフローリングでの不良個所について実施	・確認試験である	
			球体落下試験	付表	D=6.3 ㎝以下	路体は 1,000ｍ^3毎に１回、路床は 500ｍ^3毎に１回主付近３箇所から試料を採取し、平均値で示す ただし、土量が 5,000ｍ^3未満の工事は、１工事当り３回以上、1,000ｍ^3未満の工事は、１回以上行う	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する	
			衝撃加速度試験	付表	密度管理として用いる場合は目標となる締固め度に対応する衝撃加速度 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は衝撃加速度 63G 以上	路体は 1,000ｍ^3毎に１回、路床は 500ｍ^3毎に１回行う １回の測定個数は 10 個とし、上限・下限の各２個を取り除き６個の平均値とする ただし、土量が 5,000ｍ^3未満の工事は、１工事当り３回以上、1,000ｍ^3未満の工事は、１回以上行う	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることが出来る	
凍上抑制層	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210 付表	設計図書による	採取地毎に１回行う 生産者等の試験成績結果によることが出来る 様式(11)		
		その他	骨材のふるい分け試験 骨材の洗い試験 火山灰洗い試験 火山灰強熱減量試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-14 付表 付表 付表	設計図書による	採取地毎に１回行う 生産者等の試験成績結果によることが出来る 様式(11)		
			火山灰の凍上試験	JGS 0172-2003 凍上性判	設計図書による	1,000ｍ^3及びその端数毎に１回行う 様式(11)		

				定のための土の凍上試験方法 道路土工排水工指針				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
凍上抑制層	施工	必須	現場密度の測定	付表	90%以上	500m³毎に１回行う 様式(5)または様式(2)		
		その他	ふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-14	設計図書による	500m³毎に１回行う 様式(12)	ふるい分け試験は、砂、火山灰については必要としない	
			骨材の洗い試験	付表				
			球体落下試験	付表	火山灰 D=6.0㎝以下 砂（シルト分２%未満） D=9.7㎝以下 砂（シルト分２%以上） D=8.3㎝以下	500m³毎に１回行う ただし、１回の測定値は 10 個とし、上限、下限の各２個を取り除き６個の平均値とする 様式(5)または様式(2)	球体落下試験は、砂、火山灰等に適用する なお、試験施工によりＤ値を定める場合は、この規格値を適用しない	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 (1)-216		コーン指数が 15 kg/cm²以下または同程度以下の支持力が得られないと視認される部分は監督職員と協議の上、コーン指数の測定（1,000m³に２回）を行う		

7．路盤（下層路盤、上層路盤、アスファルト安定処理路盤、セメント安定処理路盤）の品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-68	粒状路盤：修正 CBR20%以上 （クラッシャラン鉄鋼スラグは修正 CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方……20cm 東北地方……30 cm その他の地方……40 cm	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102	設計図書による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数 PI：６以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-80	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	設計図書による	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	その他	骨材の洗い試験	付2－3による	設計図書による。		様式（5）にまとめる。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定度試験	JIS A1122	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 (4)-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10}　95%以上 X_6　96%以上 X_3　97%以上	中規模以上の工事：定期的または随時 （1,000 ㎡につき１孔） 小規模以下の工事：異常が認められたとき	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しなければならない また、10 孔の測定値が得がたい場合は３個の測定値の平均値X_3が規格値を満足していなければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３孔のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400 m^3以上 1,000m^3未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			プルーフローリング ※右記試験方法(2 種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 (4)-288		・全幅、全区間で実施する。	・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの 計測精度が確保されていることを確認する。	・確認試験である ・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
下層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A1215		1,000m²につき２回の割で行う	・確認試験である ・セメントコンクリートの路盤に適用する	
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数PI：６以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する	
			含水比試験	JIS A1203	設計図書による	中規模以上の工事：異常が認められたとき	・確認試験である ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する	
上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-68	修正CBR80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-68	修正CBR80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する ・中規模以上の工塾とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m３以上1,000m３未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102	JIS A5001表２参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面横で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m３以上1,000m３未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数PI：４以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m３以上1,000m３未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A5015 舗装調査・試験法便覧 (4)-73	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-80	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-75	1.2Mpa以上（14日）	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-131	1.50 kg/ℓ以上	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 ㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	50%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 ㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122	20%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 ㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 (4)-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上 X_{10}　95%以上 X_6　95.5%以上 X_3　96.5%以上	中規模以上の工事:定期的または随時 (1,000 ㎡につき１個) 小規模以下の工事:異常が認められたとき	・締固め度及び粒度は、10 孔の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しなければならない また、10 の測定値が得がたい場合は３孔の測定値の平均値X_3が規格値を満足していなければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３孔のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			粒度（2.36 ㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧 (2)-16	2.36 ㎜ふるい： ±15%以内	中規模以上の工事:定期的または随時 （１回～２回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
上層路盤	施工	必須	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 (2)-16	75μmふるい： ±6%以内	中規模以上の工事:定期的または随時 （1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
		その他	平板載荷試験	JIS A1215		1,000 ㎡につき2回の割合で行う	セメントコンクリートの路盤に適用する	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数 PI：4以下	観察により異常が認められたとき		
			含水比試験	JIS A1203	設計図書による	観察により異常が認められたとき		
アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-102	下層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa （アスファルト舗装） 2.0Mpa （セメントコンクリート舗装）	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・安定処理材に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			骨材の修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205 舗装調査・試験法便覧 (4)-167	下層路盤　塑性指数 PI：９以下 上層路盤　塑性指数 PI：９以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	JIS A1102	2.36㎜ふるい:±15%以内	中規模以上の工事:定期的または随時 （1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A1102	75μmふるい:±6%以内	中規模以上の工事:異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 (4)-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上。 X_{10}　95%以上 X_6　95.5%以上 X_3　96.5%以上	中規模以上の工事:定期的または随時 （1,000 ㎡につき１孔） 小規模以下の工事:異常が認められたとき	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しなければならない また、10 孔の測定値が得がたい場合は３孔の測定値の平均値X_3が規格値を満足していなければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに３孔のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
		その他	含水比試験	JIS A1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 (4)-293, (4)-297	±1.2%以内	中規模以上の工事:異常が認められたとき （１～２回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 1,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する	

８．アスファルト舗装の品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A1102	設計図書による	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A1109 JIS A1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm^3以上 吸水率　：3.0%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-51	細長、あるいは偏平な石片: 10%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m３以上 1,000m３未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A5008	便覧　表 3.3.17 による	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m３以上 1,000m３未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			フィラー（舗装用設計石粉）の水分試験	JIS A5008	1％以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m３以上 1,000m３未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-83	50%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-74	3%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-78	1／4 以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-94	水浸膨張比：2.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A1110	SS 表乾密度：2.45g/cm３以上 吸水率　：3.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122	損失量：12%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			針入度試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			伸度試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			トルエン可溶分試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K2265-1 JIS K2265-2 JIS K2265-3 JIS K2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m^3以上1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
	プラント	必須	粒度（2.36 ㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧 (2)-16	2.36 ㎜ふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験１～２回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 (2)-16	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験１～２回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m³以上 1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧(4)-238	アスファルト量：±0.9%以内	中規模以上の工事：定期的または随時 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験１～２回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000 m^3未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z8710	配合設計で決定した混合温度	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	
		必須	計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる	次表による	・品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、歩道舗装のアスファルト量、表層、基層の粒度、石粉量、アスファルト量については、次の合格判定値に合格するものでなければならない （イ）第１次合格判定 個々の計量値が表１に示す合格判定値Ⅰをはずれるものが、表層、基層にあっては、100 個のうち５個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100 個のうち７個以内でなければならない （ロ）第２次合格判定 １次合格判定において、合格判定値Ⅰをはずれるものが、表層、基層にあっては、100 個のうち５個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100 個のうち７個を超えた場合ははずれたバッチについてその材料の重量百分比を算出し、その値が表２に示す合格判定値Ⅱをはずれるものが、表層、基層にあっては、100 個のうち５個 アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100 個のうち７個以内でなければならない		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	プラント	必須						

表－１　合格判定値　Ⅰ

工　種	品質項目		特定項目	合格判定値 Ⅰ（kg）
アスファルト安定処　理	粒度	1	2.36㎜直近ホットビンまでの骨材累積計量値	骨材累積最終ビン計量値がその基準値の±6%であるとともに±0.01×Wa×(12.2－0.06Ｓ)
		2	〃	〃　±0.01×Wa×(12.2－0.06Ｇ)
	石粉量		石粉計量値	〃　－0.01×Ｗ×Ｆ×(0.37－0.013Ｆ) 又は－4.0のいずれか大きい値
	アスファルト量		アスファルト量	〃　－0.01×Ｗ×(1.06－0.06Ａ)
歩道舗装	石粉量		石粉計量値	〃　－0.01×Ｗ×Ｆ×(0.37－0.013Ｆ)
	アスファルト量		アスファルト計　量　値	〃　－0.01×Ｗ×(1.06－0.06Ａ)
表層基層（中間層）	粒度	1	2.36㎜直近ホットビンまでの骨材累積計量値	〃　±0.01×Wa×(10.3－0.06Ｓ)
		2	〃	〃　±0.01×Wa×(10.3－0.06Ｇ)
	石粉量		石粉計量値	〃　＋0.01×Ｗ×Ｆ×(0.40－0.016Ｆ) 〃　－0.01×Ｗ×Ｆ×(0.30－0.013Ｆ)
	アスファルト量		アスファルト量	〃　±0.01×Ｗ×(0.85－0.06Ａ)

(備考)

１．粒度１とは骨材が細骨材から計量される場合に適用する。

２．粒度２とは、骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。

３．Ｗ　：　１バッチの基準全計量値（kg）

４．Wa：　１バッチの基準骨材計量値（kg）

５．Ａ　：　現場配合におけるアスファルト配合比（%）

６．Ｆ　：　現場配合における石粉配合比（%）

７．Ｓ　：　$\dfrac{\text{１バッチあたり2.36㎜直近ホットビンまでの基準細骨材計量値}}{\text{Wa}}\times 100$（%）

８．Ｇ　：　$\dfrac{\text{１バッチあたり2.36㎜直近ホットビンまでの基準粗骨材計量値}}{\text{Wa}}\times 100$（%）

表－２　合格判定値　Ⅱ

工　種	項　　目		合格判定値 Ⅱ（%）
アスファルト安定処　理	粒度	2.36㎜直近	±13
	石　粉　量		－Ｆ×（0.41-0.012Ｆ） 又は　－（$\dfrac{390}{\text{W}}$＋0.06Ｆ）のいずれか大きい値
	アスファルト量		－1.0
歩道舗装	石　粉　量		－Ｆ×（0.41-0.012Ｆ）
	アスファルト量		－1.0
表層基層（中間層）	粒度	2.36㎜直近	±11
	石　粉　量		＋Ｆ×（0.49-0.017Ｆ） －Ｆ×（0.34-0.012Ｆ）
	アスファルト量		±0.8

(備考)

１．粒度は、全骨材に対する質量百分比とし、骨材が粗骨材から計算される場合の質量百分比は、

$$100-\frac{\text{2.36㎜直近ホットビンまでの累積粗骨材計量値}}{\text{骨材累積最終ビン計量値}}\times 100\ (\%)$$

２．粒度の基準値は、

骨材が細骨材から計量される場合：Ｓ（%）

骨材が粗骨材から計量される場合：100－Ｇ（%）とする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規　格　値	試験基準	摘　　要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 (3)-218	基準密度の 94%以上。 X_{10}　96%以上 X_{6}　96%以上 X_{3}　96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	中規模以上の工事：定期的または随時 (1,000 ㎡につき 1 個) 小規模以下の工事：異常が認められたとき	・ただし、橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m^3以上 1,000m^3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			温度測定（初転圧前） ※右記試験方法 (2 種類）のいずれかを実施する。	JIS Z8710 または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温か技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時 ・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回） アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 (1)-101	設計図書による	舗設車線毎 200m 毎に 1 回		

９．港湾用石材の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
地盤改良・捨石及び均し・中詰・埋立及び裏埋	置砂・敷砂・改良杭材（砂）	外観	観察	異物の混入のないこと			
		種類、品質及び粒度	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法	JIS による	採取地毎に１回	試験成績表による	
		シルト以下の細粒含有率	特記仕様書による	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	裏込材・中詰材（割石）・裏埋材（割石）・置換材（割石）・改良杭材（砂利・砂）・捨石	外観	観察	仕様書による			
		石の種類	観察	特記仕様書による			
		比重	JIS A5006 割ぐり石	特記仕様書による	産地毎に１回	試験成績表による	
		規定外質量の比率	観察	特記仕様書及び JISA5006 による。			
	改良杭材（砕石）	外観	観察	異物の混入のないこと			
		種類、品質及び粒度	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法	JIS による	産地毎に１回	試験成績表による	
		比重	JIS A1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法	特記仕様書による	産地毎に１回	試験成績表による	
		吸水量	JIS A1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法	特記仕様書による	産地毎に１回	試験成績表による	
	載荷材（砂）	外観	観察	異物の混入のないこと			
		種類、品質及び粒度	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法	特記仕様書または JIS による	採取地毎に１回	試験成績表による	
		単位体積重量	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に１回	試験成績表による	
	中詰材（砂）	外観	観察	異物の混入のないこと			
		種類、最大粒径	観察	特記仕様書による			
		単位体積重量	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に１回	試験成績表による。	

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
地盤改良・捨石及び均し・中詰・埋立及び裏埋	裏埋材(土砂)	種類、外観	観察	特記仕様書による			
		品質	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に1回	試験成績表による	
	埋立材(土砂)	種類、外観	観察	特記仕様書による			
		品質	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に1回	試験成績表による	

10．マット類の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
洗掘防止マット・滑動抵抗用マット	アスファルトマット	材質（合材）	アスファルトコンクリートを適用	特記仕様書または仕様書による	1,000m^2に1回	製造業者の試験成績表による	
		材質（補強材）	観察	種類が特記仕様書に適合していること			
		形状寸法	スチールテープ等で測定	特記仕様書による	厚さは20枚に1枚を2ヵ所、幅及び長さは10枚に1枚を1ヵ所	管理表を作成しまとめる	
	合成繊維マット	材質及び規格	JIS L1096 一般織物試験方法	特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	合成樹脂系マット	材質及び規格	JIS K6723 軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド JIS K6252 加流ゴム及び熱可塑性ゴム-引裂強さの求め方 JIS K7112 プラスチック-非発泡プラスチックの密度及び比重の測定方法 JIS K6773 ポリ塩化ビニル止水板	特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	帆布	材質及び規格	JIS K1096 一般織物試験方法	特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	アスファルトマット以外滑動抵抗用マット	材質		特記仕様書による	特記仕様書による	製造業者の試験成績表による	
		形状寸法	スチールテープ等で測定	特記仕様書による	特記仕様書による	管理表を作成しまとめる	

11．付属工材料の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
付属工	係船柱	本体の化学成分、機械的性質	JIS G5101 炭素鋼鋳鋼品	JISによる	1溶解毎に1個以上	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	JIS G5101	全数		
		形状寸法		仕様書による	全数	製造業者の測定表による	
	防舷材本体	材質		JIS K6250 JIS K6251 JIS K6253-3 JIS K6257 JIS K6259-1	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	製造業者の試験成績表による	
		性能	特記仕様書による	特記仕様書による	10本に1本	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷等がないこと			
		形状寸法： 長さ、幅、高さ、ボルト穴径及び中心間隔		特記仕様書及び監督員が承諾した詳細図等に適合していること	全数	製造業者の測定表による	
	防舷材取付金具	外観	観察	有害な傷等がないこと			
		形状寸法	観察	特記仕様書及び監督員が承諾した詳細図等に適合していること			

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
付属工	車止め・縁金物	本体の化学成分、機械的性質	JIS G3101　２種 SS400	JIS による		製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと			
		形状寸法		仕様書による	全数	製造業者の測定表による	
	電気防食陽極板	陽極の種類、化学成分		監督員が承諾した図面及び品質に適合していること		製造業者の試験成績表による	
		形状寸法		監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±５%以内	全数	製造業者の測定表による	
		質量	計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±２%以内とし、取付総質量は陽極１個の標準質量の和を下回ってはいけない ただし、陽極１個の標準質量が 30kg 未満の陽極の許容範囲は±４%とする	全数	製造業者の測定表による	
		陽極性能		陽極電位（閉路電位）-1,050mV 以下（vs 飽和甘こう電極(SCE)）、発生電気量 2,600A･h/kg 以上	搬入前	製造業者の試験成績表による	

12．植生工材料の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規　格　値	施　工　管　理　基　準		摘　要
					試験（測定）基準	管　理　方　法	
植生工	張芝工・筋芝工	土	特記仕様書による	特記仕様書または仕様書による	産地毎	試験成績表による	
		芝		特記仕様書または仕様書による	産地毎	品質証明書による	
		肥料（種類、品質）		特記仕様書または仕様書による	種類毎	品質証明書による	
		肥料（配合）	特記仕様書による	特記仕様書による	種類毎		
	播種工・種子吹付工	土	特記仕様書による	特記仕様書または仕様書による	産地毎	試験成績表による	
		種子、肥料（種類、品質）		特記仕様書による	種類毎	品質証明書による	
		種子、肥料（配合）	特記仕様書による	特記仕様書による	種類毎		
		土壌改良剤、養生剤等		種類、品質が特記仕様書に適合していること	種類毎	品質証明書による	
	植栽工	土	特記仕様書による	特記仕様書または仕様書による	産地毎	試験成績表による	
		樹木		特記仕様書または仕様書による	種類毎	品質証明書による	
		肥料（種類、品質）		特記仕様書または仕様書による	種類毎	品質証明書による	
		肥料（配合）	特記仕様書による	特記仕様書による	種類毎		